

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社の建設作業員として就労していた昭和〇年〇月〇日、ブルドーザーの下敷となり（以下「本件事故」という。）、「左大腿骨、脛骨、腓骨々折、左膝関節拘縮、左腓骨神経麻痺」の傷病名で療養の結果、昭和〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、左膝の傷病が悪化したことから、平成〇年〇月〇日、B病院に受診したところ、「左外傷後変形性膝関節症」と診断された。同年〇月〇日、左人工膝関節置換術が施行され、監督署長はこれを本件事故による傷病が再発したものと認め、療養補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、左膝の痛みは改善したが、右膝の痛みは増すばかりであったとして、C病院に受診し、「右変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、「右人工膝関節置換術」を受けた。

請求人は、本件傷病は、本件事故が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発

症した本件傷病は、本件事故により負傷した部位ではなく業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は、本件事故による左下肢の残存障害のために、右足に過度の負荷が掛かったことにより発症したものである旨主張している。

- (1) この点、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「左膝、左足関節拘縮を残し、長年歩行していたため、右膝の負担が大きく変形性変化をもたらし、軟骨欠損著しく、人工関節必要。外傷を負った膝ではないが、明らかな関連性ありと考える。」旨述べている。これに対し、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右膝の変形性関節症の発症は、主治医は左膝・足関節拘縮を残して長年歩行していたため右膝の負担が大きく本件傷病をもたらしたとあるが、本件傷病は、業務上負傷した足ではなく、負傷から長期間が経過しており、加齢変化による発症であることから積極的な因果関係は認めがたい。」旨述べており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、「左膝関節の拘縮、左足関節尖足位拘縮、下肢長差は、右下肢への負担を与え、

本件傷病の発症の一因となっていることは認められる。しかしながら、本件傷病により人工関節置換術を必要とされ施行されたのは平成〇年〇月〇日であり、受傷後49年余の年月が経過しており、手術時の年齢を考慮しても、右膝関節の変形症性変化が加齢的变化として起こったものと考えて医学的経験則上は妥当である。手術前のエックス線写真をみても、通常に加齢に伴って生じる膝内側の変形性関節症であり、年齢に比して高度に進行した変形性関節症であるとは認められない。左下肢障害により長年の歩容不良が一因とはなるものの、発症に後遺障害が直接に相当程度に関連していると判断することは適当でない。傷病部位を異にするものであり、左外傷後変形性膝関節症の続発症と判断できず、労災の傷病との相当因果関係は認められない。」旨述べている。

(2) 一般に、本件傷病は、関節に慢性の退行性及び増殖変化が同時に起こり、関節の形態が変化する疾患とされているところ、いずれの医師も、請求人の本件傷病が長年の変形性変化によるものであることは認めているが、D医師は、上記意見のとおり、その原因を請求人の右膝関節に掛かった過大な負荷によるものとしている。この点、当審査会において、改めて請求人の右膝関節手術前の画像を含む一件記録を精査したが、同部位に外傷所見は認められず、経年変化を超えるとみられる異常所見も認められない。そうすると、当審査会としても、請求人に係る診療録、経過等をも併せ勘案すると、E医師及びF医師の上記意見は妥当であり、請求人の本件傷病は、医学的にみて、長年の加齢的变化によって発症したものとみるのが妥当であると判断する。

(3) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件事故による左下肢の既存障害と本件傷病との間に医学的因果関係を認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。